

兵庫県公報

平成20年5月9日 金曜日 第1977号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
明石市の区域内において新たに生じた土地であることを確認した旨の届出(市町振興課).....	1
明石市の区域内における字の区域変更(同).....	1
淡路市の区域内における字の区域変更(同).....	2
同 上(同).....	2
保安林の指定の予定通知(豊かな森づくり課).....	3
建設業者に対する行政処分(県土整備部総務課).....	3
同 上(同).....	4
公共測量が終了した旨の通知(契約管理課).....	4
都市計画の変更についての案の縦覧(都市計画課).....	4
公 告	
薬事法に基づく登録販売者試験の実施(薬務課).....	5
兵庫県労働委員会委員に任命した者(労政福祉課).....	7

告 示

兵庫県告示第502号

明石市の区域内に次の土地が新たに生じたものであることを平成20年3月25日に確認した旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の5第1項の規定により、明石市長から届出があった。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

所 在 地	面 積
明石市二見町西二見1008、1010、1053の1、1053の2、1054の2、1080の1、1080の2、1081、1090、1092の2及び1113に隣接する道路の地先の国有海浜地の地先の公有水面埋立地	4,615.25㎡

兵庫県告示第503号

明石市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、明石市長から届出があった。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

編 入 す る 区 域		編入先の字
所 在 地	面 積	
明石市二見町西二見1008、1010、1053の1、1053の2、1054の2、1080の1、1080の2、1081、1090、1092の2及び1113に隣接する道路の地先の国有海浜地の地先の公有水面埋立地	4,615.25㎡	二見町西二見字西ノ町

備考 地番は、平成13年12月3日現在の地番である。

兵庫県告示第504号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
尾 崎	瀬 木	3034の1 3068の2 3068の4 3073の5 3073の7	尾 崎	穴 口
	穴口ノ内 瀬木	3074の6	尾 崎	瀬 木
	穴 口	3024の2		
		3066の3 3066の4	尾 崎	鷲ヶ谷
新 村	原	149	新 村	大 田
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、平成19年10月31日現在の地番である。

兵庫県告示第505号

淡路市の区域内において、次のとおり、字の区域の変更をする旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、淡路市長から届出があった。

この届出に係る処分は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の成果の認証の日からその効力を生ずるものとする。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

変 更 前			変 更 後	
大 字	字	地 番	大 字	字
塩 尾	狸 穴	519の21	塩 尾	佐 脊 坊
	大 田 尾	729の33		
	古河井手	749の1		
	狸 穴	519の39 519の43 519の60	塩 尾	網 代
	網 代	530の3から530の5まで 530の7から530の10まで 530の12 530の13 590の6 627の3 627の8	塩 尾	狸 穴
	佐 脊 坊	733 733の1	塩 尾	大 田 尾
上記のほか、変更前の区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部は、変更後の区域に編入する。				

備考 地番は、平成19年10月31日現在の地番である。

兵庫県告示第506号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林予定森林の所在場所
宍粟市波賀町道谷字ヲウサコ32の1、ウシサコ51の3
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局地域振興部龍野農林振興事務所及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第507号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成20年4月14日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 株式会社アーリス
主たる営業所の所在地 赤穂市中広島田176番地の1
代表者の氏名 有田信子
許可番号 兵庫県知事許可(特-18)第551653号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
(注1)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(注2)「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。
(注3)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 期間
平成20年4月25日から同年7月23日までの90日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社アーリスの元代表取締役は、平成20年2月20日、神戸地方裁判所において、競売入札妨害罪によ

り懲役1年執行猶予3年の判決を受け、同年3月6日、刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

兵庫県告示第508号

建設業法(昭和24年法律第100号)第28条第3項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 処分をした年月日
平成20年4月14日
- 2 被処分者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
商号又は名称 株式会社霜野組
主たる営業所の所在地 赤穂市中広島田176番地の1
代表者の氏名 霜野昭徳
許可番号 兵庫県知事許可(特-19)第550264号
- 3 処分の内容
建設業法第28条第3項に基づく営業の停止命令
 - (1) 停止を命ずる営業の範囲
公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの
(注1)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法(昭和40年法律第34号)別表第一に掲げる公共法人(地方公共団体を除く。)又は建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。
(注2)「民間工事」とは、上記(注1)以外の建設工事をいう。
(注3)「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。
 - (2) 期間
平成20年4月25日から同年6月23日までの60日間
- 4 処分の原因となった事実
株式会社霜野組の元取締役は、平成20年2月20日、神戸地方裁判所において、競売入札妨害罪により懲役1年執行猶予3年の判決を受け、同年3月6日、刑が確定した。
このことは、建設業法第28条第1項第2号に該当する。

兵庫県告示第509号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類
公共測量(4級基準点測量)
- 2 作業期間
平成19年9月4日から平成20年3月10日まで
- 3 作業地域
尼崎市武庫之荘

兵庫県告示第510号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成20年 5月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画用途地域
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域
三田市富士が丘2丁目並びにけやき台3丁目、5丁目及び6丁目
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成20年5月9日から同月23日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び三田市都市整備部計画室都市計画課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画新住宅市街地開発事業
北摂地区新住宅市街地開発事業
- (2) 都市計画を変更しようとする土地の区域
三田市武庫が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目、狭間が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、弥生が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、富士が丘1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、けやき台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、すずかけ台1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目、あかしあ台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目及び5丁目、ゆりのき台1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目及び6丁目、学園1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、5丁目、6丁目、7丁目及び8丁目並びに西野上
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成20年5月9日から同月23日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び三田市都市整備部計画室都市計画課

公 告

薬事法に基づく登録販売者試験の実施

薬事法(昭和35年法律第145号)第36条の4第1項の規定により、平成20年度第1回登録販売者試験を次のとおり実施する。

平成20年 5月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 試験日時及び試験会場

試験日時	試験会場
平成20年 8月31日(日) 午前10時から午後3時まで	神戸市西区学園西町8丁目2-1 兵庫県立大学学園都市キャンパス
	姫路市書写2167 兵庫県立大学姫路書写キャンパス

2 試験科目(筆記試験)

- (1) 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- (2) 人体の働きと医薬品
- (3) 主な医薬品とその作用
- (4) 薬事に関する法規と制度

(5) 医薬品の適正使用と安全対策

3 受験資格及び提出書類

	受験資格	提出書類
1	(1) 旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において薬学に関する専門の課程を修了した者 (2) 平成18年3月31日以前に学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)に入学し、当該大学において薬学の正規の課程を修めて卒業した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 左記の卒業証明書又は卒業証書の写し(原本を持参すること。) ウ 写真 (出願日前6か月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものと、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
2	上記1以外の者で、旧中等学校令に基づく旧制中学若しくは学校教育法に基づく高等学校又はこれと同等以上の学校を卒業した者であって、1年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。)薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 最終学校の卒業証明書又は卒業証書の写し(原本を持参すること。) ウ 実務経験(見込)証明書 エ 写真 (出願日前6か月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものと、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
3	4年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。)薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	ア 登録販売者試験受験願書 イ 実務経験(見込)証明書 ウ 写真 (出願日前6か月以内に撮影した上半身正面無帽の縦5センチメートル、横4センチメートルのものと、裏面に氏名と生年月日を記載し、写真台帳に貼り付けること。)
4	次の(1)又は(2)に該当する者のうち、上記1から3に掲げる者と同等以上の知識経験を有すると知事が認めたる者 (1) 外国薬学校卒業者等 (2) 高等学校卒業程度認定試験の合格者であって、1年以上薬局又は一般販売業(卸売一般販売業を除く。)薬種商販売業若しくは配置販売業の実務に従事した者	左記の受験資格及び提出書類については、兵庫県健康福祉部健康局薬務課に問い合わせること。

4 受験手続

(1) 受験願書

兵庫県健康福祉部健康局薬務課、薬務・生活衛生課を置く健康福祉事務所、神戸市保健所、姫路市保健所、尼崎市保健所及び西宮市保健所(以下これらを「受付機関」という。)において平成20年5月14日(水)から配布する。

また、インターネットの兵庫県ホームページでも受験願書の配布を行う。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_112.html

(2) 受付期間

平成20年6月9日(月)から同月20日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(3) 提出先

ア 住所地又は実務に従事した薬局等の所在地の受付機関

イ 住所地及び実務に従事した薬局等の所在地が県外の場合は、兵庫県健康福祉部健康局薬務課
(〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号)

(4) 手数料

13,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。なお、願書受付後、手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成20年10月14日(火)午前10時に各受付機関において、合格者の受験番号を掲示する。

また、インターネットの兵庫県ホームページでも掲載する。

アドレス http://web.pref.hyogo.lg.jp/life/cate3_112.html

6 試験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局薬務課

電話(078)341-7711 (内線 3307、3308、3316)

兵庫県労働委員会委員に任命した者

第40期兵庫県労働委員会委員下崎千代子の辞職に伴い欠員であったところ、平成20年5月8日付けで次の者を補充任命した。

平成20年5月9日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県労働委員会委員

川久保 美智子